

平成23年度 償却資産の申告をお願いします

毎年1月1日に償却資産を所有している事業者（個人や法人）は、地方税法第383条の規定により償却資産の申告をしなければなりません。

12月上旬に、申告書を発送しますので、期限までに申告をしてください。

また、申告書が届いていない方、新たに申告の必要がある方、また平成22年1月1日以前から償却資産を所有していて申告をしていない方は、税務課固定資産係までご連絡ください。

◆**対象者** 平成23年1月1日現在、事業経営（製造業、建設業、サービス業等すべての事業）や、アパート等の貸し付けを行い、その事業のために使用している償却資産（機械、工具、器具、備品、構造物等）を所有している個人や法人

◆**提出期限** 平成23年1月31日

◆**提出先** 〒845-8501 小城市小城町253番地21 小城市税務課固定資産係
※持参される場合は、各庁舎総合窓口でも受け付けます。



家屋(建物)を建築、または取り壊したときは

家屋を新・増築または解体したときは固定資産係へご連絡ください。

『税に関する入賞作品展』を開催します

小学生の絵画、中学生の書写の入賞作品を下記のとおり展示しています。

◆**展示期間** 11月16日（火）～28日（日）

◆**展示場所** 小城市民図書館 小城館ホール

入賞者は、後日市報で紹介します。

【夜間納税相談】

11月11日(木)・25日(木)

17:30~20:00

場所 小城市庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801

医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合（控除を受けようとする年の1/1～12/31までの領収分）、申告すると医療費控除が適用され、一定の金額の所得控除を受けることができ、税金があれば、還付又は軽減される場合があります。

医療費控除の対象となる金額

○所得が200万円以上の方

年間医療費が10万円以上

○所得が200万円未満の方

年間医療費が総所得金額の5%以上

Q & A

Q 近視の治療のため、レーシック手術を受けました。この手術費用は、対象となりますか。

A なります

Q 金歯・インプラント等の健康保険の取り扱いができない高価な材料を使用した場合の歯の治療費でも、対象になりますか。

A なります

詳しくは佐賀税務署（☎32-7511）、小城市役所税務課（☎73-8801）にお尋ねください。

納期限を守りましょう！

11月30日(火) 納期限 ●国民健康保険税 6期